

山田町事業継続支援金制度のお知らせ

感染症の影響により売上が減少し、事業継続のための資金を必要とする町内事業者に支援金を給付します。

* 山田町が単独で行う取り組みです。国の支援策とは異なりますのでご注意ください。

給付内容

対象	感染症の流行により売上が減少した、町内に事業所・店舗を構える中小企業、小規模事業者、個人事業者等 (農林漁業の産業に分類される業種は、個人事業者を除く。)
給付額	1事業者 30万円
申請受付	期間 令和2年5月18日(月)から 時間 午前9時～午後4時 * 新型コロナウイルス感染症予防のため、原則下記のとおり割りいたします。 5月18日(月): 商工会員事業者(山田地区) 5月19日(火): 商工会員事業者(山田地区以外) 5月20日(水): 町内宿泊業・飲食サービス業、運送業 5月21日(木): 町内卸売業・小売業、製造業 5月22日(金): 町内建設業、サービス業・娯楽業その他 以降、6月30日(火)まで随時受付
申請場所	◆令和2年5月18日(月)から22日(金)まで 山田町中央コミュニティセンター第2研修室(山田町八幡町3-20) ◆令和2年5月25日(月)から 山田町役場水産商工課(山田町八幡町3-20)

申請に必要なもの(事前に記入・準備) *裏面の「申請書兼請求書」をご使用ください。

申請書、法人代表者・事業者の印

* 申請書は町水産商工課で配布するほか、町ホームページからダウンロードできます。

事業を行っていることが確認できる書類

例: 登記事項証明書(法人。必須)、收受印のある確定申告書(法人/個人事業者。必須)、営業許可証等の写し。

申請書に記載の月別売上高が確認できる書類

例: 決算書、收受印のある確定申告書、売上台帳、帳簿などの写し(売上高確認のため、前期・今期の2期分) *新規創業者は別途相談ください。

振込指定口座の通帳等の写し(表紙及び見開き1枚目。申請者本人の口座に限ります。)

本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)

* 法人代表者・事業者本人が持参しない場合は、委任状及び委任状を持参した代理人の本人確認ができる身分証明書

問い合わせ

山田町水産商工課 (電話: 0193-82-3111)